

地域密着型サービス事業所の指定更新について

1 地域密着型サービス事業所の指定更新及び関係者等の意見の反映

介護保険法第 78 条の 12 及び同法第 115 条の 21 において準用する同法第 70 条の 2 に規定により、6 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うと規定されています。

また、更新及び新規の指定を行うに当たっては介護保険法第 78 条の 2 第 7 項において「市町村長は、第 42 条の 2 第 1 項本文の指定を行おうとするとき又は前項第 4 号の規定により同条第 1 項本文の指定をしないこととするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」とされていることから介護保険運営協議会へ諮問するものです。

2 地域密着型サービスの指定状況

(指定日順)

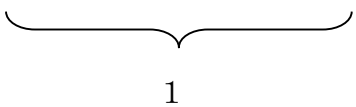
サービス名	事業所名	指定日	指定満了日	更新
認知症対応型通所介護（デイサービス）	デイセンター憩の家	H20.3.31	H26.3.31	更新済み
	たわらぐちデイサービスセンター花はな	H20.6.30	H26.6.30	今回更新
グループホーム	フレンド生駒・菜の花Ⅰ・Ⅱ	H21.2.13	H27.2.13	
	さくら	H21.4.24	H27.4.24	
小規模多機能型居宅介護	あすならホーム東生駒	H22.1.31	H28.1.31	
グループホーム	アミライフ・桜ヶ丘	H22.3.14	H28.3.14	
小規模多機能型居宅介護	フレンド倶楽部生駒	H22.3.30	H28.3.30	
	ゆりの会「小明」	H23.6.30	H29.6.30	
	いこいの家 26	H24.3.28	H30.3.28	

3 更新時の確認事項（事務局で確認済み）

	確認事項	確認方法
1	申請に必要な書類が提出されていること (介護保険法施行規則第 131 条の 4 及び第 141 条の 24)	提出書類チェック リスト参照
2	人員基準を満たしていること (指定地域密着型サービス人員、設備及び運営に関する基準)	提出書類チェックリスト 4 及び実地調査
3	欠格事項に該当していないこと (介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号及び第 115 条の 12 第 2 項各号)	欠格条項に該当しない旨の誓約書

認知症対応型通所介護事業所（更新）の概要

- 1 事業所名称 たわらぐちデイサービスセンター 花はな
- 2 所在地 生駒市俵口町1069-1
- 3 指定有効期間満了日 平成26年6月30日
- 4 従業者の職種・員数

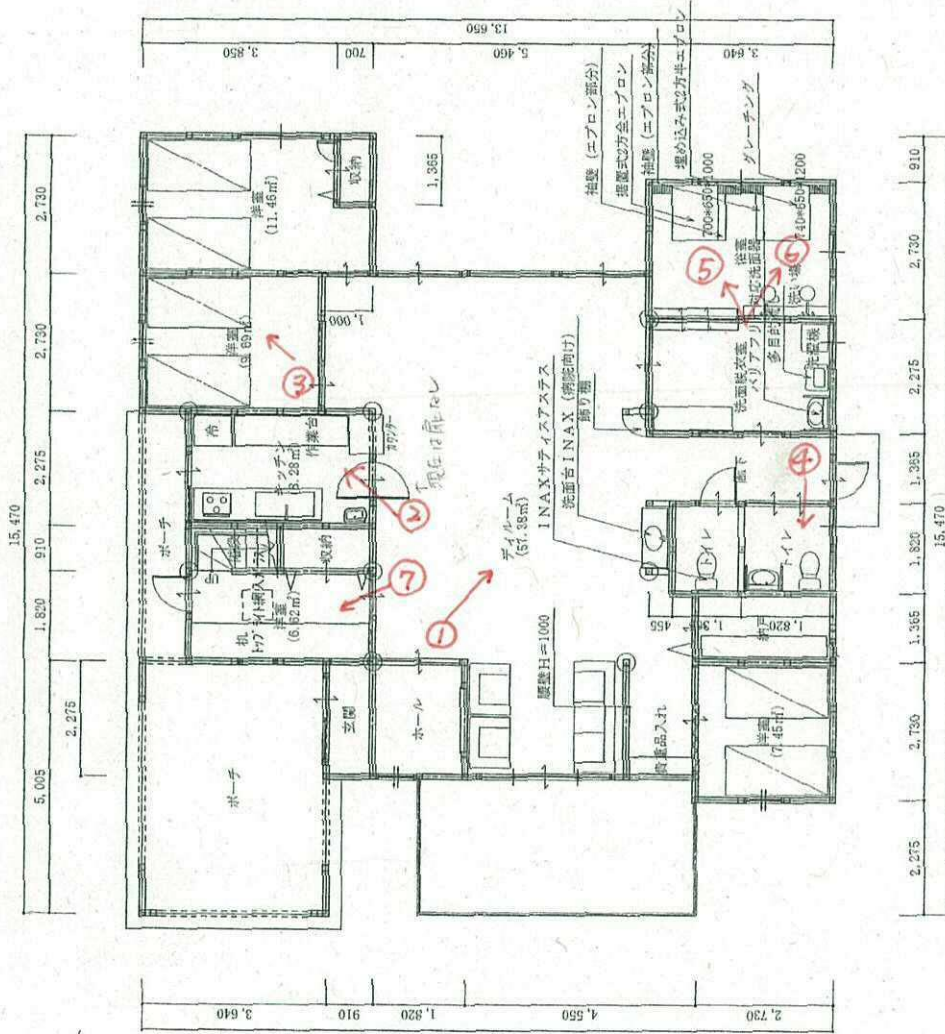
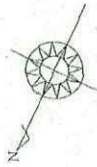
	生活相談員	看護職員	介護職員	機能訓練指導員
常勤(人)	1		1	
非常勤(人)	2		6	2
基準上の 必要人員(人)	1			1

- 5 食堂及び機能訓練室の合計面積

面積	57.38 m ²
基準上の必要面積	36 m ² 以上 (定員×3 m ²)

- 6 主な掲示事項

営業日	月、火、水、木、金、土
営業時間	8:45~16:30 (送迎時間を除く)
利用定員	12人
食事の提供に要する費用	730円 (おやつ代100円含む) /1回
通常の事業実施地域	生駒市内



階	面積	㎡(坪)
1階	144.08	(43.58)
2階	45.54	(13.77)
延床面積	189.62	(57.35)
建築面積	166.86	(50.47)

たわらぐちデイサービスセンター 花はな

①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



指定（更新）申請に係る提出書類チェックリスト

主たる事業所・ 施設の名称	認知症対応型通所介護事業所 たわらぐちデイサービスセンター花はな
------------------	----------------------------------

番号	添付書類	申請する事業の種類	
		認知症対応型 通所介護	介護予防 認知症対応型 通所介護
1	指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所指定更新申請書	○	○
2	付表2-1 認知症対応型通所介護事業所・介護予防認知症対応型通所介護事業所の指定に係る記載事項（単独型・併設型）	○	○
3	申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等	○	○
4	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	○	○
5	管理者の経歴	○	○
6	事業所の平面図	○	○
7	設備・備品等に係る一覧表	○	○
8	運営規程	○	○
9	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	○	○
10	サービス提供実施単位一覧表	○	○
11	当該申請に係る資産の状況	○	○
12	地域密着型介護サービス費の請求に関する事項	○	○
13	法第78条の2第4項各号又は第115条の11第2項各号に該当しないことを誓約する書面	○	○
14	役員の氏名等	○	○
15	その他指定に関し必要と認める事項（管理者等の研修修了証書の写し等、機能訓練指導員の資格証、生活相談員の経歴等）	○	○

備考 「○」は書類が提出されているだけでなく、記載内容についても基準を満たしていることを確認済みです。

生駒市地域密着型サービス事業所位置図

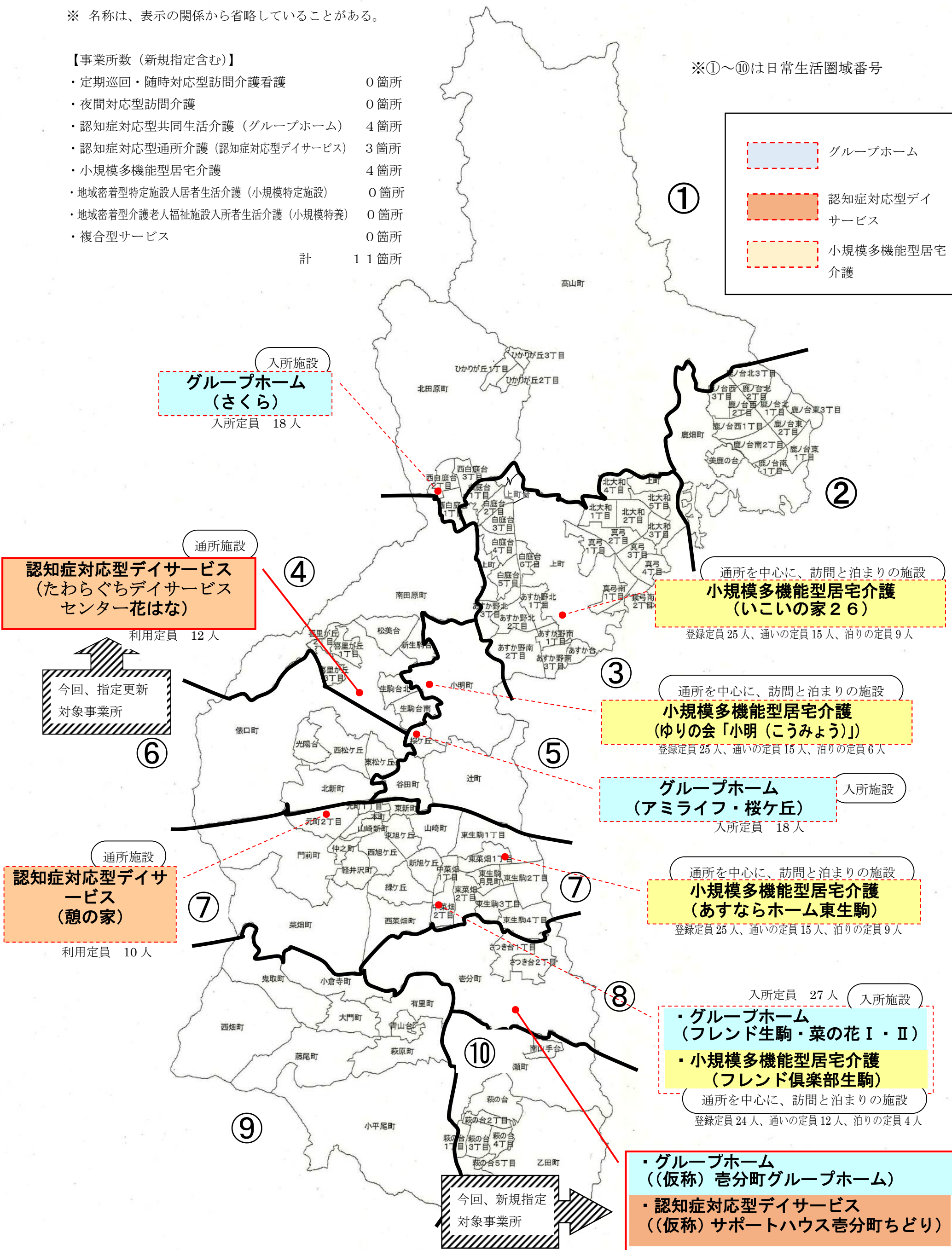
※ 名称は、表示の関係から省略していることがある。

【事業所数（新規指定含む）】

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0 箇所
・夜間対応型訪問介護	0 箇所
・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	4 箇所
・認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）	3 箇所
・小規模多機能型居宅介護	4 箇所
・地域密着型特定施設入居者生活介護（小規模特定施設）	0 箇所
・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養）	0 箇所
・複合型サービス	0 箇所
計	11 箇所

※①～⑩は日常生活圏域番号

- グループホーム
- 認知症対応型デイサービス
- 小規模多機能型居宅介護



入所施設
グループホーム（さくら）
入所定員 18人

通所施設
認知症対応型デイサービス（たわらぐちデイサービスセンター花はな）
利用定員 12人

今回、指定更新対象事業所

通所を中心に、訪問と泊まりの施設
小規模多機能型居宅介護（いこいの家26）
登録定員25人、通いの定員15人、泊りの定員9人

通所を中心に、訪問と泊まりの施設
小規模多機能型居宅介護（ゆりの会「小明（こうみょう）」）
登録定員25人、通いの定員15人、泊りの定員6人

入所施設
グループホーム（アミライフ・桜ヶ丘）
入所定員 18人

通所施設
認知症対応型デイサービス（憩の家）
利用定員 10人

通所を中心に、訪問と泊まりの施設
小規模多機能型居宅介護（あすならホーム東生駒）
登録定員25人、通いの定員15人、泊りの定員9人

入所定員 27人（入所施設）
・グループホーム（フレンド生駒・菜の花Ⅰ・Ⅱ）
・小規模多機能型居宅介護（フレンド倶楽部生駒）
通所を中心に、訪問と泊まりの施設
登録定員24人、通いの定員12人、泊りの定員4人

今回、新規指定対象事業所

・グループホーム（（仮称）壺分町グループホーム）
・認知症対応型デイサービス（（仮称）サポートハウス壺分町ちどり）